

議案第 4 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

- 4 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間、多機能端末機（別表 1 区民関係の部 2 の項に規定する多機能端末機をいう。）による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書、住民票又は戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税・森林環境税課税証明書及び特別区民税・都民税・森林環境税非課税証明書の交付に係る手数料の額についての同項並びに同部 9 の項、10 の項、12 の項及び 14 の項の規定の適用については、同部 2 の項中「350 円」とあるのは「10 円」と、同部 9 の項、10 の項、12 の項及び 14 の項中「200 円」とあるのは「10 円」とする。

別表 1 区民関係の部 15 の項中「国民健康保険一般被保険者・退職被保険者等に関する証明書」を「国民健康保険被保険者の資格に関する証明書」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 区民関係の部 15 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機による証明書等の交付を促進し、区民の利便性の向上を図るため本年 12 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間、当該証明書等の交付手数料を 10 円と

するほか、退職者医療制度の経過措置の終了に伴い手数料の名称を改める必要がある。